

○姫路港・相生港・赤穂港船舶航行安全連絡会総会規約

制定 令和元年 10 月 8 日
一部改正 令和元年 12 月 2 日

(名称)

第 1 条 この会の名称は、姫路港・相生港・赤穂港船舶航行安全連絡会総会（以下、「総会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 この総会は、会員が保有する情報を相互に連絡・共有し、もって船舶航行の安全を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 総会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事故防止の取り組みに関すること。
- (2) 事故防止の推進及び会員間における連携に関すること。
- (3) 安全航行のための問題点、改善策に関すること。
- (4) 意見交換
- (5) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第 4 条 総会の会員は、(公財)海上保安協会姫路支部の会員をもって構成する。
2 会員は必要があると認めるときは、会員以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。

(会議)

第 5 条 会議は(公財)海上保安協会姫路支部長が招集する。
2 会議の議事進行は、会員の中から互選により選出する。
3 会議は会員が必要と認めるときは、予め開催理由を事務局へ説明し、出席する会員を協議・調整のうえ開催を通知する。
4 開催場所は原則として、姫路海上保安部とするが、適宜、決定する。

(部会)

第 6 条 総会には地区毎に「姫路港船舶航行安全連絡会」「相生港船舶航行安全連絡会」「赤穂港船舶航行安全連絡会」「姫路港旅客船等関係事業者業務連絡会（平成 27 年 12 月 9 日）」の部会を置く。
2 部会の運営は総会を準用する。

(事務局)

第 7 条 この総会、部会の事務局は姫路海上保安部交通課とする。

附則

この規約は令和元年 10 月 8 日から施行する。

附則

この規約は令和元年 12 月 2 日から施行する。